

令和2年10月15日開催

第7回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和2年度 第7回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和2年10月15日(木)

2. 開催時刻 開 刻 13時25分

閉 刻 14時55分

3. 開催場所 遠軽町議会議場

4. 出席委員 16人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	1番	梶田	政實
委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	3番	菅井	誠
委	員	5番	西	美紀
委	員	6番	菅井	美德
委	員	7番	林	秀和
委	員	8番	鈴木	和弘
委	員	9番	岡田	一司
委	員	10番	石山	幸一
委	員	11番	大河原	正一
委	員	12番	大村	明
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	14番	西原	弘子
委	員	16番	早川	剛司

5. 欠席委員 2人

委	員	4番	笹原	仁
委	員	15番	原田	喜一郎

6. 議事日程

臨時議長の指名について

日程第	1	仮議席の指定について
日程第	2	議事録署名委員の指名について
日程第	3	選挙第1号 会長の互選について
日程第	4	議席の決定について
日程第	5	選挙第2号 会長職務代理者の互選について
日程第	6	選挙第3号 農地部会及び農政部会の委員の互選について
日程第	7	報告第1号 農地部会及び農政部会の部会長及び部会長職務代理者の互選について
日程第	8	議案第1号 地区別の担当について
日程第	9	議案第2号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

- 日程第 1 0 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項  
の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第 1 1 議案第 4 号 あっせん委員の指名について
- 日程第 1 2 議案第 5 号 現況証明願いについて

#### 7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬 淳次
主 幹	吉岡 秀利
農地・農業振興担当係長	小川 哲也
農地・農業振興担当係長	原 吉生
農地・農業振興担当主任	市原 英二
農地・農業振興担当主任	加藤 一実

#### 8. 会議の概要

事務局長 本日、皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき大変ご苦  
労様です。

また、先の遠軽町議会で選任の同意を得られ、遠軽町農業委員会委員  
となられた皆様には、今後ともよろしく願いいたします。

さて、任命後初の農業委員会総会ということでもありますので、「農業  
委員会等に関する法律第 2 7 条第 1 項」の規定によりまして、町長が総  
会の招集をいたしております。

このことから、臨時議長が決定されますまで、本総会の招集者であり  
ます佐々木町長に「仮議長」を務めていただきます。

それでは、佐々木町長からご挨拶と今後の進行についてよろしく願  
いいたします。

仮議長 皆様、ご苦労様です。

ただ今、事務局長から紹介のありました遠軽町長の佐々木でございます。  
皆様におかれましては、大変お忙しいところご参集いただきまして、誠  
にありがとうございます。

本日は、任命後、最初の農業委員会総会ということでもございまして、  
「農業委員会等に関する法律」の規定により、私が本総会を招集させてい  
ただきました。

つきましては、臨時議長が選ばれるまでの間、本総会の招集者でありま  
す私が仮議長の職を務めてまいりたいと存じますので、ご協力方よろしく  
お願い申し上げます。

それでは、さっそく進めてまいります。

臨時議長の指名でございますが、「地方自治法第 1 0 7 条」の規定に準  
じまして、出席者の中で最年長者であります「大村 明委員」に臨時議長  
をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

仮議長 異議なしという声がございますので、大村委員を臨時議長に指名させて

いただきます。大村委員、よろしくお願ひいたします。

臨時議長が決定しましたので、私は退席させていただきますが、これ以降の議案につきましては、臨時議長のもと、ご審議をお願い申し上げます。ご協力、ありがとうございます。

事務局長 臨時議長は、議長席にお着きください。

事務局長 臨時議長よりご挨拶いただきます。

臨時議長 ただ今、臨時議長に選出されました大村 明です。  
会長の選挙が終わるまでの間、私が臨時議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくご協力の程お願ひいたします。  
暫時休憩します。（13：30～13：34）

臨時議長 再開します。  
ただ今から、本日召集された令和2年度第7回遠軽町農業委員会総会を開催します。  
本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員16名であります。  
「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますから、総会が成立していることをご報告します。

日程第1「仮議席の指定について」を議題とします。  
仮議席の指定については、議席が決定するまでの間、ただ今ご着席の議席を仮議席として指定いたします。

次に、日程第2「議事録署名委員の指名について」を議題とします。  
議事録署名委員の指名については、「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、仮議席1番 西委員、仮議席10番 林委員の兩名を指名します。

次に、日程第3 選挙第1号「会長の互選について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案を朗読説明）

事務局 選挙第1号「会長の互選について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。  
（議案より詳細を説明）

事務局 以上で説明を終わります。

臨時議長 これより、選挙第1号「会長の互選について」の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（質疑なしの声）

臨時議長 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
互選の方法は、どのような方法により行ったらよろしいですか。

菅井（誠）委員 「指名推選」でお願いします。

臨時議長 ただ今、菅井（誠）委員から指名推選という意見がありましたが、ほかに意見はありませんか。  
（意見なしの声）

臨時議長 なければ、互選の方法は指名推選で選出したいと思います。これにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

臨時議長 異議なしと認めます。  
従いまして、互選の方法は、指名推選によることと決定いたしました。  
それでは、指名推選をお願いします。

菅井（誠）委員 新国委員を推選します。

臨時議長 新国委員とのご意見がありましたが、ほかにございませんか。  
（意見なしの声）

臨時議長 ほかに意見がないようでありますから、採決を行います。  
新国委員を会長とします。これにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

臨時議長 異議なしと認めます。  
従いまして、新国委員を会長として決定しました。  
これもちまして、臨時議長の職を解かせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。  
暫時休憩します。（13：39～13：40）

議長 再開します。

事務局長 新国会長から、ご挨拶を頂きます。

議長 ただ今、皆様からのご支持をいただき会長に就任いたしました新国です。

会長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。  
農業委員会におきましては、平成27年に農業協同組合法等が改正され、農業委員の選出方法変更や、農業委員会の事務の重点化など、地域農業の推進、農地の有効利用を進めていくことが重要な業務となっております。  
本町農業の振興発展のため優良農地の確保や担い手への農地の集積・

集約化、遊休農地の発生防止など適正な農地行政の執行に努めてまいりたいと思いますので、今後とも皆様のより一層のご指導ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、簡単ではございますが、会長就任の挨拶といたします。

それでは、会議を続けます。  
事務局長から諸般の報告をさせます。  
(事務局長 諸般の報告)

◆ 諸般の報告

1. R 2. 9. 4 (金) 13:30～  
第6回農業委員会総会
2. R 2. 9. 7 (月)～11 (金)  
第5回遠軽町議会 (定例会)  
新国会長、広瀬事務局長出席
3. R 2. 9. 8 (火)～9 (水) 13:30～  
自作農財産管理担当職員研修会【札幌市第2水産ビル】吉岡主幹出席
4. R 2. 9. 10 (木) 13:30～  
令和2年度ブロック別農地業務担当職員研修会【北見市】小川係長出席

◆ 今後の予定

1. R 2. 10. 28 (水)～29 (木) 13:30～  
のうねんセミナー【札幌市】小川係長出席予定
2. R 2. 11. 6 (金) 13:30～  
第8回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
　　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑なしと認めます。

次に、日程第4「議席の決定について」を議題といたします。  
議席の決定については、「遠軽町農業委員会総会会議規則第7条」の規定により「議席はあらかじめくじで定める」こととなっておりますので、その様にいたしたいと思います。  
なお、会長の議席番号は最終の18番とすることになっておりますので、ご了承をお願いします。  
暫時休憩します。(13:45～13:53)

議 長 　再開します。  
事務局長から議席番号とお名前を申し上げます。

事務局長 　それでは、申し上げます。

1 番梶田委員、2 番佐藤委員、3 菅井（誠）委員、4 菅原委員、5 西委員、6 菅井（美）委員、7 林委員、8 鈴木委員、9 岡田委員、10 石山委員、11 大河原委員、12 大村委員、13 須藤委員、14 石丸委員、15 原田委員、16 早川委員、17 西原委員、18 新国委員

議長 　ただ今、事務局長から申し上げたとおり、議席を指定いたします。休憩をとりますので、その間に席の移動をお願いします。暫時休憩します。（13：55～13：56）

議長 　再開します。  
次に、日程第5 選挙第2号「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。  
事務局から、議案の説明をさせます。  
（事務局 議案を朗読説明）

事務局 　それでは、選挙第2号「会長職務代理者の互選について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください  
（議案より詳細を説明）

事務局 　以上で説明を終わります。

議長 　これより、選挙第2号「会長職務代理者の互選について」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 　質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
互選の方法は、どのような方法により行ったらよろしいですか。

菅井（誠）委員 　「指名推選」でお願いします。

議長 　ただ今、菅井（誠）委員から指名推選という意見がありましたが、ほかに意見はありませんか。  
（意見なしの声）

議長 　なければ、互選の方法は指名推選で選出したいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 　異議なしと認めます。  
従いまして、互選の方法は指名推選によることと決定いたしました。  
それでは、指名推選をお願いします。

菅井（誠）委員 　石丸委員でお願いします。

議 長 　ただ今、石丸委員の推選がありました。ほかにございませんか。  
（意見なしの声）

議 長 　ほかに意見がないようでありますから、採決を行います。  
石丸委員を会長職務代理者とすることにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 　異議なしと認めます。  
従いまして、石丸委員を会長職務代理者として決定しました。  
暫時休憩します。（13：58～13：59）

議 長 　再開します。  
会長職務代理者の決定により、議席が変更となりましたので、ご了解  
をお願いいたします。

石丸会長職務代理者からご挨拶をいただきます。  
（石丸会長職務代理者　挨拶）

議 長 　それでは、会議を続けます。次に、日程第6　選挙第3号「農地部会  
及び農政部会の委員の互選について」を議題といたします。  
事務局から、議案の説明をさせます。  
（事務局　議案朗読説明）

事務局 　それでは、選挙第3号「農地部会及び農政部会の委員の互選について」  
を説明いたします。  
議案書をご覧ください  
（議案より詳細を説明）

事務局 　以上で説明を終わります。

議 長 　これより、選挙第3号「農地部会及び農政部会の委員の互選について」  
の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 　質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
互選の方法については、色々な方法が考えられることから、事務局案  
を用意しています。休憩中に事務局案を発表させ、調整したいと思いま  
すが、これにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 　異議なしと認めます。  
暫時休憩します。（14：01～14：02）

議 長 　再開します。



休憩中に決定しました選挙第3号「農地部会及び農政部会の委員の互選について」事務局から各部の委員互選に係る経過と、決定した委員について説明願います。

事務局長 それでは、選挙第3号「農地部会及び農政部会の委員の互選について」委員互選の経過と各部の委員について申し上げます。

各部の委員につきましては、先に決定しました議席番号により、奇数は農地部会、偶数は農政部会として委員を選任させていただきました。

各部会については、私から発表させていただきます。

【農地部会】梶田委員、菅井（誠）委員、西委員、林委員、岡田委員、大河原委員、須藤委員、原田委員、石丸委員

【農政部会】佐藤委員、笹原委員、菅井（美）委員、鈴木委員、石山委員、大村委員、西原委員、早川委員、新国委員

議長 これより、選挙第3号「農地部会及び農政部会の委員の互選について」の採決を行います。

本案は、事務局長説明のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は事務局長説明のとおり決定いたしました。  
暫時休憩いたします。（14：05～14：40）

議長 再開します。  
日程第7 報告第1号「農地部会及び農政部会の部会長及び部会長職務代理者の互選について」を議題といたします。  
事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 それでは、報告第1号「農地部会及び農政部会の部会長及び部会長職務代理者の互選について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください

1 農地部会  
部会長 梶田 政實  
部会長職務代理者 林 秀和

2 農政部会  
部会長 早川 剛司  
部会長職務代理者 鈴木 和弘

以上で説明を終わります。

議長 これより、報告第1号「農地部会及び農政部会の部会長及び部会長職務代理者の互選について」の採決を行います。

務代理者の互選について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、まず、農地部会長から挨拶をいただきます。

梶田委員 農地部会長に選ばれました梶田です。皆様のご協力よろしくお願いたします。

議長 続きまして、農政部会長から挨拶をいただきます。

早川委員 農政部会長に選ばれました早川です。皆様のご協力よろしくお願いたします。

議長 次に、日程第8 議案第1号「地区別の担当について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「地区別の担当について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください

地区別の担当については、本日お配りしました一覧表をご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号「地区別の担当について」の質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、日程第9 議案第2号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

- 1 農用地区域除外の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内外2筆」・現況地目「原野」・面積（㎡）「3筆合計 58,803」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画  
植林のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積  
58,803㎡
- 4 農用地区域除外の理由  
植林のため  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が植林するための農用地区域除外申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようですから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、日程第10 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号37から38につきましては、賃貸借でございます。

整理番号37、所在「●●●」・地番「●●内外2筆」・地目「公簿一山林、畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 19,434」・貸主「●●● ●●●」・借主「●●● ●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.10.22」・終期「R7.10.21」・期間「5年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号38、所在「●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿一畑、山林、原野・現況は全て畑」・面積(㎡)「6筆合計 86,778」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.10.22」・終期「R7.10.21」・期間「5年」・金額(円)「年250,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「整理番号37」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号38」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、日程第11号 議案第4号「あっせん委員の指名について」を議題とします。事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人

旭川市●●●

●● ●●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「15,234」

3 あっせん申出の内容

売買

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第4号のあっせん委員については、1番大村委員、2番佐藤委員を指名します。

各委員は、宜しくお願いします。

次に、日程第12 議案第5号「現況証明願いについて」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第5号「現況証明願いについて」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号17、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「971」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番岡田委員、17番石丸委員、7番林委員」

（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番岡田委員、17番石丸委員、7番林委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第5号「整理番号17」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これをもちまして、令和2年度第7回の農業委員会総会を閉会します。